

保育所等訪問支援事業

保育所等訪問支援事業とは、保護者の希望により保育所や幼稚園など児童が集団生活を行う場において、専門的な支援が必要と認められた児童に対し、保育所等訪問支援員が施設を訪問し、直接的な支援を行い、集団生活への適応を促すことを目的としています。

お子さんが通う保育所や幼稚園等の先生や保護者と話し合い、相談支援専門員が関係機関の役割をまとめた「障害児支援利用計画書」を作成します。それをもとに、児童発達支援管理責任者がお子さんの発達状況に応じた支援方法をまとめた「保育所等訪問個別支援計画書」を作成し、それに沿って保育所等訪問支援員が適切かつ効果的な支援を行っていきます。



★ ご利用方法 ▶

ご利用の際は、「福祉サービス受給者証」が必要となります。
詳しくは、当学園にお問い合わせください。

🎲 ご利用料金 ▶

- ・児童福祉法で定められた利用料金の自己負担があります。(1回1800円程度)
- ・所得に応じた上限が設けられています。
- ・3～5歳児は無償です。

🐣 ご利用いただける日 ▶

月～金曜日の平日

保育所等訪問支援員の派遣回数及び時間は、お子さんや訪問施設等の状況により、決めさせていただきます。

🏠 お支払い方法 ▶

毎月10日頃までに、前月ご利用分の納入通知書をお渡ししますので、納入通知書に記載された金融機関窓口にてお支払いください。

🍌 その他 ▶

お子さんの状況に応じた支援を提供するために、必要に応じて定期的に個別支援会議を開き、支援内容の見直しを行っていきます。

